

大船渡市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月14日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

## 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

### 1 監査の対象及び範囲

下記の財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とし、令和2年度及び令和3年度を範囲として実施した。

#### (1) 出資団体監査

- ① 対象団体 公益財団法人大船渡市育英奨学会
- ② 所管部局 教育委員会事務局教育総務課

#### (2) 公の施設の指定管理者監査

##### 【対象となる公の施設】

大船渡市体育センター、大船渡市民体育館、大船渡市営球場、大船渡市民テニスコート、大船渡市民弓道場、田中島グラウンド、赤崎グラウンド、大船渡市三陸体育館、大船渡市三陸総合運動公園、大船渡市三陸B&G海洋センター

- ① 指定管理者 一般財団法人大船渡市体育協会
- ② 所管部局 協働まちづくり部生涯学習課

### 2 監査の着眼点

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が関係法令に適合し、正確に行われているかを以下のことに着眼し、監査した。

#### (1) 出資団体監査

##### ① 団体関係

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 関係帳票の整備、記帳は適切か
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か 等

##### ② 所管部局関係

- ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か
- ・ 出資金等の支出手続は適正か
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を、十分に把握し、適切な指導監督を行っているか 等

#### (2) 公の施設の指定管理者監査

##### ① 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか 等

##### ② 所管部局関係

- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか

- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行なっているか 等

### 3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、業務内容や事務手続及び経営状況等について所管課長及び団体の事務局長等から事情聴取を行うなどにより実施した。

### 4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所 市役所本庁舎及び大船渡市体育センター
- (2) 日 程 令和3年12月16日から令和4年1月27日まで

### 5 監査結果

#### (1) 出資団体監査

出資団体及びその所管部局において、出資に係る出納その他事務の執行が、関係法令等に基づき、また、出資の目的に沿って、概ね適正に行われているものと認められた。

なお、関係書類等の整理、寄附金のエクセル管理による効率化の推進等事務上の軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

#### (2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者においては、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に基づき、また、目的に沿って、概ね適正に行われているものと認められた。

ただし、公の施設を所管している協働まちづくり部生涯学習課の事務の執行については、施設等の管理運営に関する基本協定書及び仕様書の内容と異なる事務処理等を行っている部分があり、指摘事項には至らないものの、適正を欠くと認められたものは、口頭で、注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、下記に注意事項として記載した。

#### 【所管部局：協働まちづくり部生涯学習課】

結果区分	内 容
注意事項	基本協定書において、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り再委託ができるとしている業務の再委託について、指定管理者から書面による申請もされておらず、適正な指導もしていない

### 6 監査対象団体の概要

#### (1) 出資団体監査

##### ① 出資団体

大船渡市盛町字津野沢 15 番地

公益財団法人 大船渡市育英奨学会 理事長 細川幹雄

② 団体の概要

設立時期	昭和49年8月19日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
設立目的	大船渡市に住所を有する者の子女であって、有能な素質をもちながら経済的理由により、修学が困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成すること
組織	理事長1名、常務理事1名、理事5名、監事2名、評議員7名、事務局職員4名
主な事業	ア 学資金の貸与 イ その他この法人の目的を達成するために、必要な事業
市との関係	出資金 35,500,000円（出資比率100%）

(2) 公の施設の指定管理者

① 指定管理者

大船渡市盛町字中道下1番地1

一般財団法人大船渡市体育協会 会長 鈴木利男

② 指定管理者の概要

施設名	①大船渡市体育センター、②大船渡市民体育館、③大船渡市営球場、④大船渡市民テニスコート、⑤大船渡市民弓道場、⑥田中島グラウンド、⑦赤崎グラウンド、⑧大船渡市三陸体育館、⑨大船渡市三陸総合運動公園、⑩大船渡市三陸B&G海洋センター、⑪大船渡市山村広場、⑫盛川河川敷公園多目的広場、⑬盛川河川敷公園少年野球場
所在地	大船渡市盛町字中道下1番地1 ほか
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）
指定管理料	令和2年度 90,100,000円 令和3年度 88,000,000円
利用料金制	①～⑩の施設について有、⑪～⑬の施設について無
主な業務	ア 施設等の運営に関する業務 （利用申請受付・許可事務・鍵管理、使用料・利用料金收受事務、減免手続受付事務、年間利用計画の策定、各種統計事務、施設の利用等に関する窓口相談に関する事務等） イ 施設等の管理に関する業務 ウ 施設で実施する自主事業に関する業務 エ その他の業務 （広報業務、施設等の管理運営に関する調査、研究及び収集に関する業務、管理計画書・事業報告書の作成、市関係機関との連絡調整業務、引継ぎ業務、緊急対策・防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導・施設の管理運営全般のマニュアルの作成等）